

ユニット型 地域密着型介護老人福祉施設

第二偕楽園ホーム 重要事項説明書

<平成 30 年 9 月 13 日>

1 施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 042-691-0913 (9:00~18:00)

担当 生活相談員 後藤^{ごとう} 智子^{ともこ}

2 地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型）第二偕楽園ホーム の概要

(1) 施設の名称・所在地等

指定事業所名 第二偕楽園ホーム

所在地 東京都八王子市加住町1丁目18番地

事業所番号

(2) 施設の職員体制

厚生省令で定められた所定の職員をカッコ内で示しています。

施設長		1名
医師	医師	非常勤2名（所要の員数）
生活相談員	社会福祉主事等	1名（1名）
(ケアマネジャー)	介護支援専門員	（生活相談員と兼務）
介護職員	介護福祉士・ヘルパー2級等	20名介護・看護と合わせて常勤 換算法で平成30年度2：1 （13名 介護・看護職員常勤 換算で入所者数に対して3： 1の基準による）
看護職員		2名（2名）
管理栄養士		1名（栄養士1名）
機能回復訓練指導員		1名（基準外）
事務職員		1名（基準外）

(3) 施設の設備の概要

定員 29名

居室 個室

医務室 1

浴室 個浴槽と特殊浴槽

車両 4台（リフト付き3台）

避難場所 ホーム前庭

機能訓練室 1室

談話室 4室

3 サービスの内容

(1) 居室

原則1名の個室になります。お部屋の選択は、職員にお任せ下さい。ご利用者の心身の状態の変化から、お部屋の移動をお願いすることもあります。

(2) 施設サービス計画の作成

個別のサービス計画を作成、説明し、同意の上交付します。

(3) 食事

調理業務を 日本給食サポート株式会社 に委託、下記の時間に配膳します。

朝食	8:00～10:00
昼食	12:00～14:00
おやつ	15:00～16:00
夕食	18:00～20:00

(4) 入浴

個浴・機械浴槽があり、週2回入浴できます。

ただし身体の状態から、やむを得ず入浴できない場合は、清拭対応させていただきます。

(5) 介護

施設サービス計画に沿ってサービスに取り組みます。

食事、着替え、排泄、おむつ交換、体位変換、施設内移動の付添い等の介助を行います。

(6) 機能訓練

機能訓練指導員の評価と、計画に基づき、生活の場を含めた機能訓練を行います。

(7) 生活相談

日常生活に関すること等は、介護職員生活、相談員またはケアマネジャーにご相談ください。

(8) 健康管理

毎週4日の内科医と、月に2日の精神科医の回診があります。毎週1日の、歯科の診察もあります。また当ホームでは、年間1日の健康診断を行います。

(9) 協力医療機関

右田医院
高月病院
高輪会 八王子歯科医院

(10) 理美容サービス

当ホームでは出張理美容サービスをご利用いただけます。ただし、料金は別途かかります。

(11) 行政手続代行

行政手続等、施設でお手伝いさせていただくことも可能です。ご希望の場合、生活相談

員にご相談ください。手続きに係る実費は、別途お支払いいただきます。

(12) 食事の提供

一人ひとりの健康状態、摂食状況等の評価に基づき、内容や形態別の食事を提供します。

(13) 療養食の提供

医師の発行する食事箋に基づき、療養食をご用意します。

(14) 看取り介護の実施

ご家族同意のもと、看護職員、ケアマネジャー、相談員、機能訓練指導員、介護職員、管理栄養士等が多職種で看取りサービス計画を作成し、それに基づいてサービスの提供を行います。

(15) 経口維持計画の作成

嚥下機能、認知機能の低下等により食事の経口摂取が困難になっても、医師や歯科医師を中心に多職種で連携をとり、サービスを計画書に基づき実施します。

(16) 日常費用支払代行

衣類・日用品等は、基本のご用意ください。その後の補充は、委任の事項に応じて購入のお手伝いもできます。詳しくは生活相談員にお尋ね下さい。

(17) 所持品保管

預かることのできる所持品の種類や大きさに制限があります。職員にお尋ね下さい。できるだけ居室の箆笥・床頭台に収まる範囲でお願いします。

(18) レクリエーション

当ホームでは、ご利用者が交流する行事やクラブがあります。別途費用がかかるものもあります。

(19) 洗濯

洗濯はホームで行います。外部にクリーニングをご希望の場合は、別途クリーニング代がかかります。

4 利用料金

別紙「利用料金表」をご参照下さい。

(1) 基本料金

① 施設利用料

介護保険給付外になりますが、厚生労働省の定めを基準費用額とします。

② 食費

介護保険給付の扱いに応じた料金となります。

③ 居住費

介護保険給付外になりますが、厚生労働省の定めを基準費用額とします。

④ 管理料

別紙の「利用料金表」に従います。

⑤ 日用品費

別紙の「利用料金表」に従います。

(2) その他の料金

別紙の「利用料金表」に従い、月々の実費を徴収させていただきます。

(3) 支払方法

原則、口座引き落としにて対応しております。

毎月15日頃に前月分の請求書を送付いたしますので、利用者の指定の銀行口座からお引落しさせていただきますので入金準備をお願いいたします。

(4) 利用料金の変更

介護給付費体系の変更があった場合、事業者は、当該利用料金を変更できるものとします。

5 入退所の手続き

(1) 入所手続き

- ① 要介護度3以上の認定を受けた方で入所を希望する方は、電話等でご連絡下さい。
- ② 入所が決定した場合、契約を締結しますが、契約の有効期間は、要介護認定の期間と同じです。ただし、入所要件が満たされていれば、自動的に更新されます。

(2) 契約の自動終了

以下の場合、契約は終了します。

- ① 他の介護保健施設や認知症対応型共同生活介護施設等に入所した場合。
- ② 介護認定区分が、非該当 要支援1. 2 要介護1. 2と認定された場合。
- ③ ご利用者の死亡、または被保険者資格を喪失した場合。
- ④ その他
 - i ご利用者が、サービス利用料金の支払いを正当な理由なく2ヶ月以上遅延し、料金の支払催告にもかかわらず30日間以内に支払われない場合、または、ご利用者が偕楽園ホームや職員、または他のご利用者に、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、退所していただく場合もございます。この場合、契約終了の30日前までに文書で通知いたします。
 - ii ご利用者が病院または診療所に入院して明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、契約を終了させていただく場合がございます。この場合、退院後に再度入所を希望される場合は、お申し出下さい。
 - iii やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了の30日前までに文書で通知いたします。

6 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

当ホームは、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、施設サービス計

画に基づき、ご利用者とその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう支援することを目的としています。

(2) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
同性介護	有	ご利用者の意向をできるだけ尊重することとして取り組みます。
従業員への研修実施	有	内・外研修に取り組んでいます。
身体的拘束	無	利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

サービスマニュアルの作成 有

(3) 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会
ご面会の時間は、9：00から18：00までです。なお18：00以降は、玄関を施錠しますので、ご連絡下さい。また面会にあたっては、受付に面会簿を備えてありますので、必要事項をご記入ください。
- ・起床・消灯
ご自分のリズムでお過ごし下さい。
- ・外出、外泊、入院
薬の準備等もごさいますので、できるだけ事前にお申し出下さい。その間、ショートステイのご利用者に、ベッドを使用させていただく場合がありますのでご了承下さい。
- ・飲酒、喫煙
指定の喫煙場所をご利用下さい。また、アルコール類を持ち込まれる場合は、職員にお申し出ください。
- ・金銭、貴重品の管理
お持込の場合は、職員にお申し出ください。1F事務所で預かりする事は可能です。
- ・食品類の持ち込み
食中毒等を防ぐため、傷みやすい食品のお持込みは避け、その場で召し上がる分だけお持ち下さい。また、医療面で食事制限されている方や飲みこみの悪い方もいらっしゃいますので、食べ物を持参される場合は、お申し出下さい。
ポータブルテレビやラジオはお部屋に持ち込めます。
尚、テレビの使用に関しては、別紙「利用料金表」に記載の料金がかかります。
衣類は季節毎に入れ替えをお願いします。ご家族等が衣類金品等をお持ちになられた際、または持ち帰られる際は、後のトラブルを避けるため、必ず職員にお申し出下さい。なお高級品の持ち込みのないようにご協力ください。現金等の管理を希望される場合は、次項「預り金の取扱い」の手続きが必要になります。詳しくは、生活相談員にお尋ね下さい。

- ・施設外での受診 病院への受診は、原則、ホームで行いますが、ご利用者の指定の通院は、ご協力ください。
- ・在園証明書等の発行 事前にお電話でご相談いただくようにご協力ください。
- ・宗教活動 ご自身の信仰は自由ですが、布教活動はご遠慮願います。
- ・その他 風邪、下痢等の症状のある方のご来園はご遠慮願います。職員への心付けは、お断りさせていただきます。

(4) 管理料および預かり金の取扱い

支払い代行費、金融機関振替手数料、ソフト費等については管理料としてお支払いいただきます。(入院、外泊中も負担していただきます。)

① ご利用者が所有する現金並びに各種預金の通帳、有価証券、保険等証書類及び印鑑等(以下「現金等」という。)は、原則、利用者(または家族)管理とします。

② ただし、やむを得ない事情がある場合は依頼と契約により別紙に定める料金でホームが管理の代行を行うものとします。

i 利用者及び家族等(以下「利用者等」という。)は、ホームに現金等の管理及び金融機関等との入出金事務の手続きを依頼しようとする時は、あらかじめ預かり金等管理依頼書及び委任状で、施設長の承諾を得ることとします。

ii ホームは、前項の依頼を受け、預かり証を発行し、管理と適正な事務処理に努めます。

iii ご利用者が退所する場合、または利用者等から返還の申し出があった場合は、ホームは直ちに返還の処理を行い、利用者等に返還証を発行し、受領証を徴します。

③ 預貯金等の取扱いの流れ

i 預貯金等の取扱いは、ホーム管理及び自己管理を問わず、委任状に基づいて、利用者等から入出金の請求を受け、預貯金口座等に入出金手続きを行います。

ii 毎月定例に入金のあるものは、委任事項に従い、入金手続きを行います。

iii 利用者等から依頼を受け、預貯金口座等から出金手続きを行った場合は、翌日、現金確認者が確認した後、2名の立会者のもと、利用者等に現金又は通帳等を手渡します。または委任状の内容に従い、業者等への支払いも代行します。

iv 前項において利用者等に現金又は通帳等を手渡す際は、利用者出金表又は通帳引渡し表に、利用者等の署名等及び立会者の署名をいただきます。入院等の理由により受領、署名が困難な場合は、当該利用者等に代わり2名以上の立会いで確認します。

v 毎月定例に支払うものについては、委任状に基づいて出金・支払手続きを行います。

④ 普通預金から定期預金又は定額預金への組替

普通預金残高が高額となった時は、利用者等の依頼又は重要事項説明書への同意に基づき、利子効率の有利な定期預金又は定額預金への組替の手続きを行います。

⑤ 金融機関を異にする預貯金の振替

複数の金融機関と取引関係を持つ方で、残高調整のため振替処理を行う必要が生じ

た時は、当該利用者等の依頼又は重要事項説明書への同意に基づき、振替処理を行います。

⑥ 預かり金の報告

- i ホーム管理の現金等について、ご利用者の家族に四半期に一度、収支状況を報告します。なおご利用者又は家族からの申請は、別に対応します。
- ii 自己管理の現金等の収支状況は、通帳でご確認下さい。なお記帳のため、定期的に通帳をお預かりさせていただきます。

(5) 緊急時の対応

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する、又は救急搬送等必要な処置を講ずるほか、ご家族に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先

氏名	続柄
住所 〒	
電話	携帯電話等
氏名	続柄
住所 〒	
電話	携帯電話等

(6) 非常災害対策

- ・防災時の対応 自衛消防隊による消火、非常連絡、避難誘導、救護活動を行います。
- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、避難橋、非常通報連絡装置完備
- ・自衛消防隊 自衛消防隊による訓練を毎月実施しています。

7 サービスの内容に関する相談・苦情

① 施設ご利用者相談・苦情担当

(受付時間 9:00～18:00)

担当 生活相談員、ケアマネジャー

電話 042-691-0913

② 第三者委員 荻島 哲治 042-691-4141

西口 守 042-782-4968

③ 八王子市高齢者福祉課 042-620-7420

※八王子市の場合

④ 東京都国民健康保険団体連合会 03-5326-0878

8 施設の概要

名称・法人種別	社会福祉法人一誠会	
代表者役職氏名	理事長 鈴木 康之	
事業所	第二偕楽園ホーム	
事業所代表者	施設長 水野 敬生	
本部所在地	東京都八王子市加住町1丁目18番地	
電話番号	042-691-0913	
FAX	042-691-1870	
E-mail	home@kairakuen2830.sakura.ne.jp	
ホームページ	http://kairakuenhome.or.jp	
定款に定めた事業種別	<偕楽園ホーム> 介護老人福祉施設 短期入所生活介護事業 居宅介護支援事業 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 夜間対応型訪問介護事業 <初音の杜> 地域密着型通所介護事業 介護予防・日常生活支援総合事業 認知症対応型通所介護事業 認知症対応型共同生活介護事業 <第二偕楽園ホーム> 地域密着型特別養護老人ホーム介護老人福祉施設 短期入所生活介護事業 看護小規模多機能居宅介護事業 訪問看護事業 企業主導型保育事業 サービス付き高齢者向け住宅事業	
施設・拠点等	偕楽園ホーム	1か所
	第二偕楽園ホーム	6か所
	社会福祉法人一誠会 偕楽園ホーム居宅介護支援事業所	1か所
	デイサービスセンター初音の杜	2か所
	グループホーム初音の杜	1か所

令和 年 月 日

介護老人福祉施設サービス利用にあたり、ご利用者に契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 社会福祉法人一誠会

(代表者名) 理事長 鈴木 康之 印

(事業者名) 介護老人福祉施設 第二偕楽園ホーム

(住所) 東京都八王子市加住町1丁目18番地

説明者 所属

氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から介護老人福祉施設偕楽園ホームについての重要事項の説明を受けました。

利用者

(住所)

(氏名) 印

身元引受人

(住所)

(氏名) 印